

別紙

「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

	いただいた御意見の概要	御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
1	投票用紙等の交付についても、名簿登録地の市町村が郵送する手続を省略できるようにしてはどうか。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
2	代理人による不在者投票の請求を認めてはどうか。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
3	請求を行うシステムについて、マイナポータルの活用等を検討してはどうか。	いただいたご意見は、「投票環境の向上方策等に関する研究会」中間報告（平成27年3月）でも議論されており、今後検討してまいります。	無
4	オンライン請求に需要があるのか定かでなく、また、システムの信頼性を担保できるか疑問。	オンライン請求は、市町村の既存の電子申請システムの整備状況に応じて、市町村がセキュリティの安全性を担保した上で実施することを前提としています。	無
5	予算措置をして、試験をした上で制度を導入すべきである。	オンライン請求は、市町村の既存の電子申請システムの整備状況に応じて、市町村がセキュリティの安全性を担保した上で実施することを前提としています。	無
6	引続居住証明書類の提示を要する者等を除外する取扱いについて文言が不明確であり、検討を行うべき。	ご指摘については、混乱がないよう、都道府県及び市町村に対して周知して参ります。	無
7	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の住民票の異動について、統一的な見解を示すべき。 ・在外投票も手続を簡略化すべき。 ・記入済み投票用紙の郵送についても電子化するよう検討すべき。 ・不在者投票の投票用紙の受け取りについても電子化を検討すべき。 ・翌日以降の開票について、国民の理解を求めべき。 	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
8	本改正に賛成である。	本省令案に対する賛成意見として承ります。	無

○提出意見数：8件

※その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。